

令和4年度 逗子海水浴場における
新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール

1 令和4年度における海水浴場開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場を開設すると、海浜や海の家に多くの人が集まるが、新型コロナウイルス感染症は、人が集まった場所で「接触」・「飛沫」により感染することが分かっている。

海水浴場を開設しながらも、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するためには、来場者と海水浴場開設者である逗子市が地域の関係者とともに協力し、できる感染防止対策を一つでも多く行うことが大切である。

このルールは、神奈川県が作成した「海水浴場ルールに関するガイドライン（令和4年度版）」を基に逗子海水浴場に適した感染防止対策を実施するために、逗子市と逗子海岸営業協同組合、逗子海水浴場の運営に関する検討会等の地域の関係者の皆様と連携し、話し合いを重ね、取りまとめたものである。

2 逗子海水浴場における感染防止対策について

(1) 海水浴場設置者が行うべき事項

- ・場内放送により1時間に1回程度、来場者へ身体的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保をするよう呼びかける。
- ・逗子海水浴場において実施している感染防止対策を来場者が見える場所やホームページに掲載して、安心して利用してもらえるようにする。
- ・監視員・警備員・看護師について、毎日健康チェックを実施し、発熱や風邪の症状がみられる場合は従事させない。
- ・接触確認アプリ等（COCOAや神奈川県LINEコロナお知らせシステム）の活用を推進する。

(2) 海の家営業者が行うべき事項

ア 飲食店

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、海の家が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示する。
- ・LINE公式アカウント「神奈川県新型コロナ対策事業者サポート」の機能である「感染症対策動画」を活用し、感染防止のための具体的な方法を、従業員に周知する。
- ・身体的距離を確保して客席を配置、利用設備・機材を設置する。
- ・従業員及び来客等のマスク等（※）着用を徹底する。
- ・M・A・S・Kを徹底し、マスク飲食の実施を呼びかける。
M：適切なマスク着用、A：アルコール等で消毒、
S：アクリル板等でしゃへい・接触はショートタイム、K：距離と換気

- ・レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取るよう呼びかける。
- ・従業員及び来客等の手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・消毒液を適切に設置する。
- ・従業員の体調管理を行い、来客等の入店時体調チェックを行う。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、定期的な換気を行う。
- ・店内の消毒をこまめに行い、少なくとも来客の入れ替わるタイミングで必ず行う。

イ 更衣休憩所

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、海の家が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示する。
- ・更衣室・シャワー室での密集を避けるために、必要な声かけ等を行う。
- ・従業員及び来客等のマスク等（※）着用を徹底する。
- ・従業員及び来客等の手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・消毒液を適切に設置する。
- ・従業員の体調管理を行い、来客等の入店時体調チェックを行う。
- ・更衣室・シャワー室の広さにはゆとりを持たせ、難しい場合には一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、貸出し前後等こまめに消毒する。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、定期的な換気を行う。

ウ レンタル店・物販店

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、海の家が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示する。
- ・うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には、消毒を実施する。
- ・消毒液を適切に設置する。
- ・従業員のマスク等（※）着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・従業員の体調管理を行う。

(3) 来場者が行うべき事項

ア 海水浴場へ行く時・帰る時の行動

- ・海水浴場に行く前に体温測定・健康チェックを行い、発熱や風邪の症状がみられる場合は外出しない。
- ・往復時にはマスク等（※）を着用し、こまめに水分補給を行う。

イ 海水浴場の中での行動

- ・身体的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を確保する。

- ・咳エチケットを徹底する。

ウ 海の家での行動

- ・レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取る。
- ・入口では手指消毒を行い、食事前やトイレ後には手洗いをを行う。
- ・マスク飲食に努める。
- ・「神奈川県感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム」に登録しているお店を選び、QRコードを読み取り、システムを活用する。

※ マスク等について

夏季炎天下におけるマスクの着用は、熱中症等の危険性があり、海の家や道中は屋外で換気が十分に保たれていることから、神奈川県のガイドラインではマスクのほか、フェイスシールドやマウスシールドの着用も認める見解であることを踏まえ、本ルールでも同様の扱いとする。